

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192-2 久安セントラルビル 2階

（ 目 的 ）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）

※一部講義は遠隔化

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

岩手県内または近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修期間）

第6条 令和8年4月1日～令和9年4月1日の全50回開催（別紙1参照）

（募集時期）

第7条 募集開始 令和8年1月1日（すべての回の受講を受け付ける）

（受講定員）

第8条 10名

（研修参加費用）

第9条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第10条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第 11 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第 12 条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。  
講義・演習：土屋ケアカレッジ盛岡教室（岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B）

実習：別紙「実習施設一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第 13 条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第 14 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 15 条

1. 修了の認定は、第 8 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2. 2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

3. 不適切と判断された場合、失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第 16 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第 17 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。補講にかかる費用は無料とする。

(受講の取り消し)

第 18 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者

(修了証明書の交付)

第 19 条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

修了証の再発行手数料は 2,000 円＋発送費用とする。

(修了者管理の方法)

第 20 条 修了者管理については、次により行う。

1. 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、岩手県が指定した様式に基づき知事に報告する。
2. 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第 21 条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第 22 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
- ⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口  
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(お申込み方法)

第 23 条 募集手続きは次のとおりとする。

1 申込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。

2 申込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局

TEL：050-3138-2024

Mail:college@care-tsuchiya.com/

Web: <https://tcy-carecollege.com>

受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定

(応募者多数の場合の決定方法：申込順)

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

## カリキュラム（重度訪問介護従業者養成研修統合課程）

	教科名	時間	目的
1 講義 11時間			
(1)	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する。
(2)	基礎的な介護技術に関する講義	1	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。在宅介護の特徴と進め方を把握する。
(3)	コミュニケーションの技術に関する講義	2	重度の肢体不自由者についての理解を深め、重度の肢体不自由者への接し方を習得する。
(4)	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。
(5)	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。
2 演習 1時間			
	喀痰吸引等に関する演習	1	喀痰吸引等の手順を習得する。
3 実習 8.5時間			
(1)	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由者への接し方を習得する。
(2)	外出時の介護技術に関する実習	2	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法など

			を習得する。
(3)	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。



## 実 習 施 設 一 覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジ盛岡教室

実習科目名 Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 盛岡教室教室	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ 志家町 102-B	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 盛岡教室教室	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ 志家町 102-B	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 盛岡教室教室	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ 志家町 102-B	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台荒井教室	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アラ イデザインセンター 2	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ (秋田教室)	秋田県秋田市桜 2 丁目 17-5	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ (郡山教室)	福島県郡山市日和田町字植初 3 4 番 1 2B	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 弘前	青森県弘前市大字田町 5 丁目 6 番地 2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 秋田	秋田県秋田市桜 2 丁目 17-5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 山形	山形県山形市城北町 2 丁目 10-9	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 仙台	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アライデザインセンター2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 いわて	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ 志家町 102-B	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 郡山	福島県郡山市日和田町字植初 3 4 番 1 2B	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 新潟	新潟県新潟市東区紫竹 5-19-15 ボ・ヌ ール・トワV	五十嵐憲幸

デイホーム土屋たいわ

宮城県黒川郡大和町桧和田字西原 17

五十嵐憲幸

令和8年度 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）の指定申請について

《開催日》

第1回	2026年4月1日	2026年4月2日
第2回	2026年4月8日	2026年4月9日
第3回	2026年4月15日	2026年4月16日
第4回	2026年4月22日	2026年4月23日
第5回	2026年4月29日	2026年4月30日
第6回	2026年5月13日	2026年5月14日
第7回	2026年5月20日	2026年5月21日
第8回	2026年5月27日	2026年5月28日
第9回	2026年6月3日	2026年6月4日
第10回	2026年6月10日	2026年6月11日
第11回	2026年6月17日	2026年6月18日
第12回	2026年6月24日	2026年6月25日
第13回	2026年7月1日	2026年7月2日
第14回	2026年7月8日	2026年7月9日
第15回	2026年7月15日	2026年7月16日
第16回	2026年7月22日	2026年7月23日
第17回	2026年7月29日	2026年7月30日
第18回	2026年8月5日	2026年8月6日
第19回	2026年8月19日	2026年8月20日
第20回	2026年8月26日	2026年8月27日
第21回	2026年9月2日	2026年9月3日
第22回	2026年9月9日	2026年9月10日
第23回	2026年9月16日	2026年9月17日
第24回	2026年9月23日	2026年9月24日
第25回	2026年9月30日	2026年10月1日
第26回	2026年10月7日	2026年10月8日
第27回	2026年10月14日	2026年10月15日
第28回	2026年10月21日	2026年10月22日
第29回	2026年10月28日	2026年10月29日
第30回	2026年11月4日	2026年11月5日
第31回	2026年11月11日	2026年11月12日
第32回	2026年11月18日	2026年11月19日
第33回	2026年11月25日	2026年11月26日
第34回	2026年12月2日	2026年12月3日
第35回	2026年12月9日	2026年12月10日
第36回	2026年12月16日	2026年12月17日
第37回	2026年12月23日	2026年12月24日
第38回	2027年1月6日	2027年1月7日
第39回	2027年1月13日	2027年1月14日
第40回	2027年1月20日	2027年1月21日
第41回	2027年1月27日	2027年1月28日
第42回	2027年2月3日	2027年2月4日
第43回	2027年2月10日	2027年2月11日
第44回	2027年2月17日	2027年2月18日
第45回	2027年2月24日	2027年2月25日
第46回	2027年3月3日	2027年3月4日

第 47 回	2027 年 3 月 10 日	2027 年 3 月 11 日
第 48 回	2027 年 3 月 17 日	2027 年 3 月 18 日
第 49 回	2027 年 3 月 24 日	2027 年 3 月 25 日
第 50 回	2027 年 3 月 31 日	2027 年 4 月 1 日

※計 50 回開催 (2026 年 5 月 6 日、7 日は GW の為、2026 年 8 月 12 日、13 日、2026 年 12 月 30 日、31 日は年末年始の為休講とします)

法人担当者 連絡先	氏名	代表 五十嵐 憲幸
	連絡先	050-3138-2024
事業担当者 連絡先	氏名	佐藤 望
	連絡先	080-4856-8778
参 考	居宅介護従業者養成研修事業の同時開催の有無 無	